

令和7年度（令和8年度繰越明許費）山形県原料県産米価格高騰緊急支援事業費補助金 交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、味噌や米菓などの原料米として用いられる県産加工用米の需要の維持・拡大を図るとともに、県産加工用米の急激な価格高騰による影響を緩和するため、令和6年から令和7年までにおける県産加工用米の価格高騰分について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で県内食品製造事業者等に対し補助金を交付する。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内に主たる事業所を有する次のいずれかに該当する者とする。

- （1）県産加工用米により味噌や醤油、米菓等の製造を行う食品製造事業者（ただし、清酒製造業、大企業及びみなし大企業（詳細は別表のとおり）を除く）
- （2）中小企業等協同組合法に基づき、前号の事業者を組合員として設立された組合

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の算式により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内とする。ただし、AからBを控除した額の上限額は200円とする。

算式

$$(A - B) \times C \times 1/2$$

算式の符号は下表のとおりとする。

符号	内容	説明
A	令和7年産米仕入平均単価	申請時点で既に仕入れ、または今後仕入れる予定の令和7年産県産加工用米（ただし、令和8年12月末までに納品及び支払いが完了するものに限る。以下「令和7年産米」という。）の仕入総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）から令和7年産米の仕入数量（キログラム）を除いたもの（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
B	令和6年産米仕入平均単価	申請時点で既に仕入れた令和6年産県産加工用米（以下「令和6年産米」という。）の仕入総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）から令和6年産米の仕入数量（キログラム）を除いたもの（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
C	令和7年産米の仕入数量（キログラム）	1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てた数量

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、令和8年6月30日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を精査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の金額の増を伴う変更
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える金額の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第2号)に第4条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書(別記様式第4号)を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
事業実施主体は、この補助金に係る補助の交付と対象経費を重複して、他の国又は県の補助を受けてはならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は令和9年1月末日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付の決定が取り消された場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の申請及び受領に関する書類を、補助事業完了の翌

年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。

(別表)

	説明
大企業	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小企業者（以下「中小企業」という。）以外の者（会社及び個人に限る。）であって事業を営む者
みなし大企業	次のいずれかに該当する中小企業 ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業